

(建設事業主団体の方へ)

人材確保等支援助成金のご案内 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

建設キャリアアップシステム等を普及促進する取り組みを支援します

建設事業主団体が実施する「建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進のための研修会、説明会等の実施」や「建設現場での就業履歴を記録するカードリーダーの購入や専用アプリの利用」に対し、助成します。

助成金名

人材確保等支援助成金：
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

対象事業

CCUS等及びそれに関連する事業の普及促進に必要な各種取り組み

- ① CCUS等の普及促進のための研修会や説明会等の実施
- ② 建設現場での就業履歴（入退場時刻）を記録するため現場に設置するカードリーダーの購入または専用アプリの利用（事業主団体が構成事業主に対し無償で貸し出す場合に限る）



建設事業主団体

- ・カードリーダー購入
- ・アプリの購入・利用

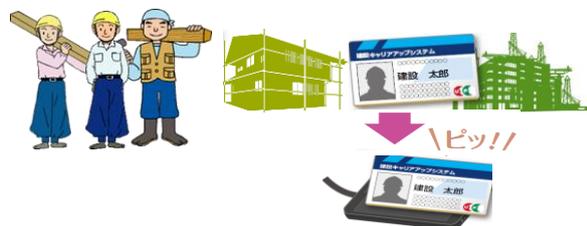


無償貸与

構成事業主

受給対象

建設事業主団体



助成額

助成額 = 対象経費 × 助成率

対象経費

- ① CCUS等の普及促進のための研修会や説明会等の開催の場合
外部講師謝金、施設借上費、教材費、視聴覚教材作成費、通信運搬費、広報費など
- ② カードリーダーの購入または専用アプリの利用の場合
カードリーダーの購入費（1台あたり税込50,000円未満のものに限る）と専用アプリ利用料

助成率

中小建設事業主の場合 2 / 3（中小建設事業主団体以外の場合 1 / 2）

上限額

CCUS等の普及促進関わる事業を含む「人材確保等支援助成金若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業（建設分野）」の合計で、右記の表を1年間あたりの上限額とします。

全国団体	3,000万円
都道府県団体	2,000万円
地域団体	1,000万円

手続き

事業推進委員会の設置・計画書作成



- ・助成金を活用するには、事業推進委員会を設置し、同委員会で「計画届」を作成する必要があります。

計画届の提出（2ヶ月前まで）



- ・事業実施しようとする日の2ヶ月前までに「計画届」を、管轄する労働局に提出してください。

事業の実施（最長1年間の実施）



事業の終了



支給申請書の提出（事業終了月に応じた期日まで）

- ・下の表に記載の、事業の終了した日の属する月と、対応する提出期間にあわせて、「支給申請書」を、管轄する労働局に提出してください。

事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	翌年の3月1日から5月末日まで



事業推進委員会での効果検証結果を報告（3月末日まで）



- ・事業終了後、事業終了年度の3月末日までに「効果検証及び入職率・離職率調査報告書」を、管轄する労働局に提出してください。
- ・効果検証の結果が助成金の支給可否や助成額に影響を与えるものではありません。

助成金の支給

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。
各種申請書のダウンロードも可能です。

建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索

